

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：高鍋町

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.9 %
全職員	68.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号級であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	－ %
本庁課長相当職	99.0 %
本庁課長補佐相当職	97.9 %
本庁係長相当職	99.0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.8 %
31～35年	96.8 %
26～30年	83.8 %
21～25年	90.4 %
16～20年	88.4 %
11～15年	78.5 %
6～10年	76.5 %
1～5年	84.4 %

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職については、該当する職員がいないため、算出せず。
- ・任期の定めのない常勤職員の割合は6：4で男性が多く、任期の定めのある常勤職員以外の割合は3：7で女性が多い、特に保健師や保育士などの資格職は全て女性となっていることも、職員区分の全職員で男女差異が生じる要因である

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	18.8%

【説明欄】

・女性の管理職は3名。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	18.8%
本庁課長補佐相当職	14.8%
本庁係長相当職	33.3%

【説明欄】

・職員全体における女性の割合が低いため、役職者においても女性の方が少ない現状である。
・男女問わず活躍できるよう、人材育成やマネジメント能力の育成等、継続して行っていく。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	100%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和 7 年度
男性	—
女性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	50%	—	—	—
1 週間以上 2 週間未満	50%	—	—	—
2 週間以上 1 月以下	—	—	—	—
1 月超 3 月以下	—	—	—	—
3 月超 6 月以下	—	—	—	—
6 月超 9 月以下	—	—	—	—
9 月超12月以下	—	100%	—	100%
12月超24月以下	—	—	—	—
24月超	—	—	—	—

【説明欄】

・「高鍋町職員の出産・育児制度について」を全職員に周知するとともに、対象の職員には制度の説明や声掛けを行い、休業取得につなげている。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等	3. 7 時間／月
内部部局等以外	5. 9 時間／月

【説明欄】

・単月で時間外勤務が45時間を超えた職員は1名であった。引き続き、管理職と情報共有を通じて、時間外勤務の状況を把握し、時間外勤務の常態化防止に務める。